

申請に対する処分の審査基準

担当部署:福祉部生活支援課

No.008

処 分 名	住居確保給付金の申請に対する処分
処 分 の 概 要	離職または自営業の廃止により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うものです。申請後、審査を経て、要件に該当すれば支給を決定し、住居確保給付金を支給します。該当しない場合は、不支給の決定を行います。
根拠法令等・条項	生活困窮者自立支援法（平成 25 年号外法律第 105 号）第 5 条第 1 項 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年号外厚生労働省令第 16 号）第 10 条～第 18 条
審 査 基 準	<p>次のいずれにも該当する場合に住居確保給付金が支給されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 離職または自営業の廃止により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方 2 申請日において、離職または自営業の廃止の日から 2 年以内であること 3 離職または自営業の廃止の日において、その属する世帯の生計を維持していたこと 4 申請日の属する日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること 5 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100 万円を超えないものとする。）以下であること 6 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと 7 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと 8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁 3 階生活支援課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/seikatsu/kenkou_fukushi/fukushi/shien/konkyu.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■生活困窮者自立支援法

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

■生活困窮者自立支援法施行規則

第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日（以下この条及び次条において「申請日」という。）において、離職した日又は事業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して二年を経過していないものであること。

二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。

三 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。

四 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。

五 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。